

豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安心・安全なまちづくりを推進するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去又は改修する者に対し、予算の範囲内において豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び一般の用に供している不特定の者が通行する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀及び門柱で地盤からの高さが1メートル以上のもの（国、他の地方公共団体、公団、公社、事業団体等が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。
- (3) 計画区域 牛久保防災まちづくり地区計画（令和2年1月31日告示）の計画区域をいう。
- (4) 撤去事業 既設のブロック塀等を撤去する工事をいう。
- (5) 改修事業 既設のブロック塀等をブロック塀等以外の塀、生垣等へ改修する工事（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路内に設置するものを除く。）をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、計画区域内の道路又は避難地（豊川市地域防災計画に定める避難地をいう。）に面しているブロック塀等の撤去事業又は改修事業とする。

2 前項に定めるもののほか、計画区域内における避難経路の確保及び車両の通行の確保のため、市長が特に必要と認めたブロック塀等の撤去事業又は改

修事業も対象とする。

3 改修事業は、地区計画において定められたかき又はさくの構造に適合したものでなければならない。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業に係るブロック塀等を所有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一のブロック塀等について、市の他の助成金、補助金等を受給し、又は受給しようとする者は補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を実施する30日前までに、豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等の位置図(原則として縮尺2,500分の1以上の地図)

(2) 施工前の写真及び配置図

(3) 施工に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(補助事業の変更)

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊川市密集市街地ブ

ロック塀等撤去・改修事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更の承認）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び検査）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。

(1) 事業の完了を確認できる写真

(2) 施工業者の領収書の写し

(3) 契約書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、第7条の規定による交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条第1項の報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、当該通知書を受領した日から14日以内に豊川市密集市街地ブロック塀等撤去・改修事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、当該請求書を受領した日から30日以内に補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき、その他市長が不相当と認めたとき。

(帳簿等の備付)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業の区分	補助対象経費	補助金の額
撤去事業	ブロック塀等の撤去工事に要する費用のうち、市長が認める経費	1敷地ごとに、補助対象経費の10分の8の額と、撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円を乗じた額のいずれか少ない額（ただし、上限額200,000円とする。）
改修事業	ブロック塀等の改修に伴う設置工事に要する費用のうち、市長が認める経費	1敷地ごとに、補助対象経費の10分の8の額と、改修するブロック塀等の延長に1メートル当たり30,000円を乗じた額のいずれか少ない額（ただし、上限額600,000円とする。）

備考

- 1 撤去事業と改修事業を併せて行う場合の補助金の額は、各事業の補助金額の合計額とする。
- 2 補助金の額（撤去事業と改修事業を併せて行う場合は、合計額）に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。